

【1】定額減税と源泉徴収票(p.6)

令和6年の年末調整では、これまで行ってきた年末調整の過不足額調整に加え、定額減税に基づく「年調減税額」を計算する必要があります。注意点として、国税庁が提供する「令和6年分源泉徴収簿」は定額減税の計算に対応していませんので、国税庁提供の「年末調整計算シート」などを利用して計算することになります。

年末調整において、年調所得税額から年調減税額を差し引いた後の金額がマイナスの場合、その差額は定額減税の「控除外額」となり、令和6年分の源泉徴収票の摘要欄に、その金額を記載する必要があります。具体的には、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」(控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」と記載します。)と記載します。

この控除外額は、所得税及び個人住民税の定額減税と併せて行われる各種給付措置の一つである「調整給付」(所得税から定額減税で引ききれないと見込まれる人への給付)のうち、令和7年に実施する不足額給付の額を算出する際に用います。ただし、扶養親族に該当する場合や、令和6年夏以降に市区町村から定額減税で引ききれないと見込まれるおおむねの額の支給がある場合などは、「控除外額」に記載された金額と不足額給付の額は必ずしも一致するものではありません。また、市町村によっては、給付に独自の要件を設けている場合があります。

【2】フリーランス・事業者間取引適正化等法(p.)

令和6年11月1日に「フリーランス・事業者間取引適正化等法(フリーランス新法)」が施行され、フリーランスに業務を委託する事業者には、①取引条件の明示、②報酬の支払い(給付受領日から原則60日以内)、③ハラスメント対策の3つの義務等を課すこととなりました。

この新法の施行により、税務上の取り扱いにも影響が出る可能性があります。特に、個人事業者と給与所得者の区分への影響があると思われます。

令和3年に発表されたガイドラインによれば、フリーランスは「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」と定義され、発注事業者の指揮命令を受けて仕事をしている場合は「雇用」とみなされて労働関係法令が適用されることが示されています。また、消費税法基本通達1-1-1は当事者を「独立して事業を行う者」と定義し、他者の計算で役務を提供する場合は事業者には該当しないとしています。

個人事業主と給与所得者の区分は、代替可能性、指揮監督、危険負担、材料提供の有無などを総合的に判断し、確定申告の状況やインボイス発行事業者の登録も考慮されますが、新法施行後は、取引条件の明示や報酬支払状況も判断基準に加わることが想定されます。税務調査における当局の判断が従来とは異なってくる可能性がありますから、フリーランスや事業者は新法を理解しておく必要があります。

【御礼とご挨拶】

先月同封致しましたお知らせのとおり、月刊マネジメント倶楽部(平河町C.P.Aニュース)は今月で終了となります。

長年にわたりご愛読いただきまして心より感謝申し上げます。

また請求書につきましても、来月分までは書面にて郵送させていただきます(12月23日郵送予定)、2025年度請求分よりPDFファイルをメールにて添付するよう変更致します。併せてどうぞよろしくお願い申し上げます。

少し早いですが年末年始の業務は、年内は12月27日まで、年始は1月6日からの予定となっております。

今後も皆様のお役に立つことができますよう所員一同尽力してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

《今号は児玉尚士が担当いたしました。》